

令和6年度 別府市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

令和6年4月作成

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、別府市の事務・事業の実施に伴う物品及び役務(以下「物品等」という。)について、障がい者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 適用範囲

この方針は、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、別府市の全行政組織(市長事務部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、教育委員会、消防本部、上下水道局等(以下「各部局」という。))、に適用する。

3 障がい者就労施設等

この方針の対象となる障がい者就労施設等は、別紙1のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

4 物品等の種別、品目例

この方針により調達する物品等の種別、品目例は、別紙2のとおりとする。

5 調達推進の方法

- (1) この方針の担当課は障害福祉課とし、障害福祉課は、障がい者就労施設等が提供可能な物品等の情報を収集し、各部局に提供する。
- (2) 障害福祉課は、各部局が障がい者就労施設等から物品等を円滑に調達できるよう、基礎的な資料として、障がい者就労施設等が受注可能な物品・役務の一覧を別府市ホームページ※に掲載する。
※別府市内の障がい者就労施設等の受注可能物品・役務一覧
- (3) 各部局は、障がい者就労施設等からの物品等の調達が前年度実績を上回るよう、発注可能な物品等については積極的に発注する。
- (4) 各部局は、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、別府市契約事務規則(平成2年別府市規則第46号)など関係規程に従い、随意契約を活用しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を行う。
- (5) 障害福祉課は、障がい者就労施設等に対して、適切な情報発信をはじめ、物品等の質の確保や品目等の拡大など、物品等の供給の拡大に向けた取り組みを促す。

6 調達目標

当該年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標については、過去実績にとらわれず、発注可能なものについて積極的に発注する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 法第9条第3項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、速やかに公表する。
- (2) 法第9条第5項の規定に基づき、当該年度終了後、遅滞なく物品等の調達実績を取りまとめ、速やかに公表する。

(別紙1)

障がい者就労施設等

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)等に基づく事業所・施設等
 - (1) 就労移行支援事業所
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
 - (2) 就労継続支援事業所(A型・B型)
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
 - (3) 生活介護事業所
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
 - (4) 障害者支援施設
就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。
 - (5) 地域活動支援センター
創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
 - (6) 小規模作業所
障害者の地域社会における作業活動の場として障害者基本法(昭和45年法律第84号)第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
2. 障がい者多数雇用企業
 - (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「雇用促進法」という。)に定める特例子会社
障がい者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障がい者数やその割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
 - (2) 重度障がい者多数雇用事業所
重度身体障がい者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
重度障がい者多数雇用事業所の要件
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
3. 在宅就業障がい者等
 - (1) 在宅就業障がい者
雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障がい者
 - (2) 在宅就業支援団体
雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

(別紙2)

物品等の種別、品目例

(1) 物品の例

- ・印刷物(名刺、封筒)
 - ・飲食料品(パン類、クッキー、弁当 等)
 - ・木工用品(烏笛、竹とんぼ)
 - ・日用雑貨(しおり、アクリルたわし、仏祝儀袋、手すき紙製品)
 - ・記念品・小物(キーホルダー、ストラップ、ブレスレット 等)
- ※その他イベント等で配布可能な物品

(2) 役務の例

- ・清掃作業(建物清掃、除草作業 等)
- ・包装・袋詰め等(チラシ封筒入れ、シール貼り、箱折り 等)
- ・その他(システム開発、システム保守、ホームページ作成、データ入力集計 等)